

令和２年度 第２回久留米市有線放送運営委員会

日時：令和２年８月３日（月）

１６時００分～

場所：田主丸総合支所多目的室１

次 第

１ 開 会

２ 報告事項

地域団体で運営継続した場合の費用等について

３ 協議事項

有線放送事業の今後の方針について

４ その他

５ 閉 会

久留米市有線放送運営委員会 委員名簿

役 職	氏 名	所属団体名	役職名等	備 考
委員長	大 熊 博 文	久留米市議会	議 員	
副委員長	小 林 整 子	田主丸町商工会	女性部長	
	古 賀 としかず	久留米市議会	議 員	
	草 野 明 美	にじ農業協同組合	金融共済推進指導課長	
	古 賀 良 雄	田主丸地域の 地域コミュニティ組織	船越校区まちづくり 振興会会長	
	林 田 義 明		川会校区まちづくり 振興会会長	
	栗 木 麻里子		水分校区まちづくり 振興会役員	
	山 下 イセ子	田主丸町地域婦人会 連絡協議会	会 員	
	高 橋 尚 美		会 員	
	小 西 裕 也	久留米市消防団 田主丸支団	班 長	
	橋 本 俊 之	浮羽消防署	署 長	

※任期２年間(令和２年４月１日から令和４年３月３１日まで)

2 報告事項

地域団体で運営継続した場合の費用等について

1 自治会単位で運営

- ・新たな設備導入は不要である。集落放送のみになると市販のアンプが使用できるので、故障した場合は特注品である現在のアンプを修繕するより、市販のアンプに買い替えるほうがメンテナンスが容易である。
- ・ケーブル修繕や電柱撤去及び移設等は町内業者で対応可能である。

2 校区単位で運営

- ・新たに調整卓、アンプの導入に加えて校区内ケーブルの張替えが必要である。
(工事代込みで約 500～700 万円)
- ・録音機能が必要な場合は IC レコーダーとソフト(PC 用)が必要である。
- ・設備は映像・放送(TOA)、接続工事は電気通信(九州 AV、アトリエ 21 など)の業種に依頼。
- ・ケーブル修繕や電柱撤去及び移設等は町内業者で対応可能である。

3 その他任意の単位で運営

校区単位での運営する場合と同様である。

■補充用の機器単価

機器名	単価 (市場価格相当)	※参考メーカー
マイク (チャイム付)	約 20,000 円	TOA
アンプ	60w : 約 60,000 円～、120w : 約 80,000 円～	ノボル電機
スピーカー	約 4,000 円	TOA

→ アンプ、マイク購入及び設置費用は約 100,000 円/箇所 (うち工事代の約 20,000 円を含む)

■スピーカー設置費用

区分		費用	資材内容
新規	—	約 90,000 円	屋外線、引込金物、宅内線、保安器、引留金物、スピーカー
移設	宅外	新規と同じ	
	宅内	約 8,000～10,000 円	宅内線

■修繕費の目安

名称	費用	備考
ケーブルの撤去	約 20,000 円	個人宅から電柱までの距離
ケーブルの張替え	約 40,000 円	
鋼管柱建替	約 150,000 円	木柱撤去+建替には処分費もかかる
不要柱撤去	約 30,000～50,000 円	屋外線撤去やケーブル移し替えもあり

■運営費の目安

朝倉市の有線放送事業収支状況（単年度）

（単位：世帯）

区分	A 地区 ※ 1	B 地区 ※ 2
世帯数(放送世帯数)	632(483)	195(170)

（単位：円）

収入の部	有線放送利用料 （放送利用世帯より）	1, 150, 800	602, 700
	設備料	—	97, 882
	受取利息	2, 350	751
	雑収入	479	156
	収入合計	1, 153, 629	701, 489
支出の部	添架料（共架）	2, 592	—
	修繕費	686, 410	779, 505
	手数料	3, 888	—
	租税公課	442	147
	保険料	20, 500	20, 500
	アナウンス代	480, 000	86, 572
	雑費(事務費)	198, 556	—
	法人税	71, 000	71, 000
	支出合計	1, 463, 388	957, 724

積立金	9, 758, 369	2, 908, 282
-----	-------------	-------------

※ 1 A 地区：田主丸地域の平均的な校区世帯数に近い地区

※ 2 B 地区：最も世帯数が少ない地区

参考１ 他地域の有線放送事業状況について

○朝倉市(旧甘木市、旧朝倉町)

区分	旧甘木市	旧朝倉町
放送地域	全域放送：×（全域の放送施設がない） 校区放送：○ 集落放送：○	全域放送：○ 校区放送：○ 集落放送：○
放送設備設置箇所	J A・地区コミュニティセンター	J A
導入時期	昭和 33 年（平成元年、23・24 年設備更新）	昭和 33 年（平成 5 年設備更新）
放送世帯数	約 4,060 世帯	約 2,300 世帯
運営主体	地区協議会(12 地区中 9 地区)	J A
放送業務	地区協議会が雇用した放送員	J A
施設管理	本体機器：市（農協等に設置） 電柱・ケーブル：地区協議会 スピーカー：利用住民	本体機器：J A 電柱・ケーブル：J A スピーカー：利用住民
費用負担	本体機器：市 電柱・ケーブル等の維持管理： 地区協議会（加入者より 200～300 円/月） スピーカー設置・修繕費：利用住民	本体機器：J A（住民負担あり） 電柱・ケーブル等の維持管理： 加入者：1,296 円/月 スピーカー設置・修繕費：利用住民
修繕費	約 250,000～2,000,000 円/年	約 7,500,000 円/年

- ・各地区で負担金や維持費用にばらつきがあり、収支の状況もそれぞれである。赤字の際は、各地区の有線放送事業積立金を充て対応している。
- ・有線放送の利用料は加入者より自治会ごとに集金し、地区協議会の収入としている。
- ・市が本体設備を更新した際、事業を廃止した地区があり、廃止に伴う経費（電柱・ケーブル撤去費用）は有線放送事業積立金が少なかったこと、及び、本体設備の更新を行わず市の支出がなかったことから、市と J A で撤去を行っている。（専用柱：400 本、撤去費用：800 万円）
- ・有線放送加入世帯数の減少による経営の悪化やケーブルの老朽化に伴う経費増が課題とされている。
- ・修繕のみでなく、保守点検業務を市内業者と契約している地区もある。

○北野地域

北野地域では3つの自治会に有線放送がある。形態としては、各自治会(公民館あるいは自治会長宅)にアンプを設置し、集落放送のみを行っている。維持管理は全て自治会で行っている。

区分	北野地域(C自治会)
放送設備設置箇所	公民館
導入時期	昭和58年(設備更新はなし)
放送世帯数	約100世帯
運営主体	自治会
放送業務	自治会長、その他役員
施設管理	本体機器：自治会 電柱・ケーブル：自治会 スピーカー：利用住民
費用負担	本体機器：自治会 電柱・ケーブル等の維持管理：自治会 ※自治会費として6,000円/年のうちから拠出のため負担額は不明 スピーカー設置：利用住民 ※配線工事までは自治会が負担
運営費	自治会費から40,000円程度を有線放送分として確保 ※予算を超える費用がかかった場合は積立金を充当
修繕費	約10,000～200,000円/年(ケーブルや専用柱移設も含む) ※保守点検は行わず、随時修繕で対応
添架料(共架)	約5,000～6,000円/年
有線放送以外の 情報伝達手段	回覧板、電話、SNS(LINE)、Eメール、訪問

参考 2 運営廃止した場合の撤去費用について

名称	費用	備考
幹線ケーブル	12,721,500 円	13 箇所
専用柱、支線ケーブル等	97,682,200 円	7 校区
支所調整卓・アンプ	308,000 円	
J A にじ放送設備	45,100 円	
宅内スピーカー（6,304 戸）	25,061,300 円	3,000 円/戸
撤去費総額	約 136,000,000 円	

○岡垣町

平成 30 年度より有線放送施設の撤去を順次行っており、電柱共架施設、専用柱、ケーブル等の撤去及び個人宅は建物の外壁の引き込み線、保安器までの撤去を行っている。宅内スピーカー等の撤去・回収については個人の所有物になるので、各自で処分をお願いしている。なお、防犯灯が共架されている場合は専用柱の撤去を行っていない。

撤去作業については複数年にわたって行っており、その年の撤去予定範囲外の地区で電柱の移設や老朽化等により早急に撤去が必要なときは個別に撤去を行っている。

3 協議事項

有線放送事業の今後の方針について

1 現状（H31 アンケート結果より）

- ・ 前回（H21）のアンケート調査時から有線放送の必要性の割合は減少しているものの、有線放送の有効性は高く、地域の方に広く活用されている。
- ・ 高齢者にとっては、有線放送が有効な情報伝達手段となっているが、災害時には有線放送だけでなく、防災メールやテレビ等のマスメディアからも情報を得ている。

2 課題

- ・ 施設の老朽化及び近年の災害等により、災害時の情報伝達としての役割を十分に果たせない可能性がある。また、それによる不具合箇所の多発で修繕費用がかさんでいる。
- ・ 費用対効果が低く、地域間の公平性に欠ける。
- ・ 不具合が広範囲にわたる場合は、原因の特定に時間を要している。

3 対応案

項目	今後の方針
1	現在の事業内容で継続し、修理不可能となった時点で事業を終了する。
2	一定の期限を決めて事業を終了する。
3	市の事業を終了し、有線放送を必要とする団体（校区や自治会等）で継続する。 （有線放送設備の譲渡若しくは貸与）
4	市の事業を終了し、他団体で有線放送事業を継続する。 （有線放送設備の譲渡若しくは貸与）

資 料

資料 1	久留米市有線放送条例	(P 1 ～P 4)
資料 2	久留米市有線放送条例施行規則	(P 5 ～P 8)
資料 3	久留米市有線放送条例施行規程	(P 9)
資料 4	久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について	(P 1 0)

○久留米市有線放送条例

平成16年12月28日

久留米市条例第47号

改正 平成26年3月27日条例第19号

令和元年9月25日条例第5号

(趣旨)

第1条 市が行う有線放送のための施設（以下「放送施設」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(放送施設の設置)

第2条 市の広報活動に寄与し、住民の福祉及び文化経済の向上を図り、もって市の発展を促進することを目的として本市に放送施設を設置する。

(放送施設の構成)

第3条 放送施設は、久留米市田主丸総合支所内及びにじ農業協同組合水分支所内の放送施設、屋外放送装置、接続機、増幅器、電柱、電線及び宅内スピーカーその他これらに附属する一切の設備をもって構成する。

(放送施設を設置する区域)

第4条 放送施設は、別表第1に定める区域に設置する。

(事業)

第5条 放送施設を用いて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市の公示、広報事項の伝達に関すること。
- (2) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡に関すること。
- (3) 官公署、公共団体等からの広報事項の伝達に関すること。
- (4) 自主編成番組の放送に関すること。
- (5) 委託放送に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(利用の制限)

第6条 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、放送施設を利用させてはならない。

- (1) 特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的を

もって利用するとき。

- (2) 特定の思想、宗教を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは特定の宗派その他の思想団体を支持し、又はこれに反対する目的をもって利用するとき。
- (3) 公共の福祉に反するとき。
- (4) その他市長において不適当と認めるとき。

(宅内スピーカーの設置)

第7条 宅内スピーカー（有線放送を聴取するために住民が所有し、又は占有する建物内に設置されたスピーカーをいう。以下同じ。）の設置を希望する者は、市長に申し出て許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、遅滞なく宅内スピーカーを設置するものとする。
- 3 第1項の許可を受けた者は、設置された宅内スピーカーを善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(宅内スピーカーの移設)

第8条 前条の規定により設置された宅内スピーカーの移設を希望する者は、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、遅滞なく宅内スピーカーを移設するものとする。

(宅内スピーカーの取替え)

第9条 第7条第2項の規定により設置された宅内スピーカー（第8条第2項の規定により移設したものを含む。）の取替えを希望する者は、市長にその旨を届け出なければならない。

(手数料)

第10条 第7条の許可を受けた者又は第8条第1項の規定により届出をした者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

- 2 第9条の規定により宅内スピーカーの取替えを希望する者は、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(電柱の使用)

第11条 電柱を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(放送施設の維持及び補修)

第12条 放送施設の設置、維持及び補修は、市長の指定する者が行う。

- 2 市長は、放送施設に障害を生じたときは、速やかにこれを修復しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、その障害の原因が利用者の責めに帰すべきものであると

きは、市長は修復に要した経費をその者に負担させることができる。

(広告放送料金)

第13条 放送施設を用いて広告を放送しようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

1回の放送につき1分30秒までごとに1,040円(消費税等額を含む。本市以外の者が利用する場合の料金はその2倍の額)

(平成26条例19・令元条例5・一部改正)

(運営委員会)

第14条 放送施設を用いて行う事業の公正かつ円滑な運営に関し、調査審議するため、市長の附属機関として久留米市有線放送運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、必要に応じ市長がこれを招集する。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、田主丸放送条例(昭和40年田主丸町条例第231号。以下「旧田主丸町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、旧田主丸町条例第7条第1項に基づき置かれた田主丸町放送運営委員会(以下「旧委員会」という。)は、第14条第1項により置かれた久留米市有線放送運営委員会(以下「新委員会」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則(平成26年3月27日条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

田主丸町長栖	田主丸町鷹取	田主丸町船越	田主丸町秋成	田主丸町殖木	田主丸町常盤	田主丸町野田	田主丸町豊城	田主丸町恵利	田主丸町朝森	田主丸町八幡	田主丸町菅原	田主丸町上原	田主丸町志塚島	田主丸町以真恵	田主丸町牧	田主丸町地徳	田主丸町竹野	田主丸町中尾	田主丸町森部	田主丸町石垣	田主丸町益生田	田主丸町田主丸
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

別表第2（第10条関係）

（平26条例19・全改、令元条例5・一部改正）

種別		手数料の額
新設工事	宅内スピーカーの新設工事（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
移設工事	家屋の建替え、移築に伴うもの（引込用電柱架設を要する場合を含む。）	無料
	家屋内で宅内スピーカーを移設するもの	2,090円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第3（第10条関係）

（平26条例19・全改、令元条例5・一部改正）

種別		手数料の額
宅内スピーカーの取替え	使用不能による取替え	無料
	その他の理由による取替え	5,230円

備考 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市有線放送条例施行規則

平成17年2月4日

久留米市規則第36号

改正 平成17年6月20日規則第157号

平成17年12月12日規則第181号

平成21年3月9日規則第15号

平成24年3月30日規則第25号

平成26年3月31日規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 施設の使用時間は、次に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 4月1日から9月30日まで 午前6時から午後10時まで

(2) 10月1日から3月31日まで 午前6時から午後9時まで

(非常災害その他緊急事項の通報及び連絡の際の放送の中断等)

第3条 市長は、条例第5条第2号に規定する非常災害その他緊急事項の通報及び連絡をする必要があると認めるときは、それ以外の放送を中断し、又は放送施設の利用を制限することができる。

(官公署、公共団体等からの広報事項の伝達及び委託放送)

第4条 条例第5条第3号又は第5号に規定する事業は、それらの放送を求める者からの申出に基づき行うものとする。ただし、同条第3号に規定する事業について市長が施設の設置の目的を達成するため必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、放送を求める者の名称又は氏名並びに放送の内容及び日時を記載した書面を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、施設の設置目的に照らして適当でないと認めるとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、第1項の申出に係る放送を行わないものとする。

(申出等の様式)

第5条 条例第7条の規定による宅内スピーカーの設置の許可に係る申出、条例第8条の規定による宅内スピーカーの移設に係る届出及び条例第9条の規定による宅内スピーカーの取替えに係る届出は、宅内スピーカー設置・変更申請書（別記様式）により行わなければ

ばならない。

(有線放送運営委員会)

第6条 久留米市有線放送運営委員会（以下「委員会」という。）は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 久留米市議会議員
- (2) にじ農業協同組合が推薦する者
- (3) 田主丸町商工会が推薦する者
- (4) 田主丸地域の地域コミュニティ組織（久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第23号）第2条第3号の地域コミュニティ組織をいう。）が推薦する者
- (5) 田主丸町地域婦人会が推薦する者
- (6) 久留米市消防団員であって田主丸支団に配置されている者
- (7) 久留米広域消防本部浮羽消防署長が推薦する者
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員

（平17規則181・平21規則15・平24規則25・一部改正）

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 放送の番組に関する事項
- (2) 設備及び業務の改善に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事項

(委員の任期)

第8条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長等)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平17規則181・一部改正）

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、田主丸総合支所において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送条例施行規則(昭和40年田主丸町規則第59号。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行の日の前日に田主丸町放送運営委員会規則(昭和40年田主丸町規則第60号。)の規定により田主丸町放送運営委員会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日に、第6条の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、第8条の規定にかかわらず、この規則の施行の日における田主丸町放送運営委員会規則第2条の規定により任命された田主丸町放送運営委員会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とする。

(平17規則157・一部改正)

附 則 (平成17年6月20日規則第157号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月12日規則第181号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月9日規則第15号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に久留米市有線放送運営委員会の委員であって、改正前の第6条

第2項第4号又は第6号に規定するもののうちから任命又は委嘱されたものは、この規則の施行の日に改正後の久留米市有線放送条例施行規則（以下「新規則」という。）第6条第2項の規定により委員会の委員として任命又は委嘱されたものとみなす。この場合において、その任命又は委嘱されたものとみなされる者の任期は、新規則第8条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の久留米市有線放送運営委員会の委員としての任期の残存期間と同一の期間とする。

附 則（平成26年3月31日規則第45号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係

○久留米市有線放送条例施行規程

平成17年2月4日

久留米市規程第19号

改正 平成19年2月27日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米市有線放送条例（平成16年久留米市条例第47号。以下「条例」という。）に定める放送施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理台帳)

第2条 有線放送施設に係る事務を所掌する課の長（以下「課長」という。）は、有線放送施設原簿（第1号様式）を作成し施設の管理状況を明らかにしなければならない。

(運用状況の記録)

第3条 課長は、有線放送業務日誌（第2号様式）により施設の運用状況を記録しなければならない。

(電柱敷地料)

第4条 有線電柱、支線柱及び支線の敷地料は、無料とする。

(平19規程4・全改)

附 則

この規程は、平成17年2月5日から施行する。

附 則（平成19年2月27日規程第4号）

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係） 略

第2号様式（第3条関係）

久留米市有線放送運営委員会の傍聴要領について

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員を超える場合は、抽選等により傍聴者の決定を行う場合があります。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の模様を撮影し、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話、ポケットベルを使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場してください。